

銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件等の一部を改正する件 新旧対照条文

目次

一 銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十一号）	1
二 銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十三号）	3
三 信用金庫法施行規則第一百五十二条第二項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十七号）	7
四 信用金庫法施行規則第一百八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十九号）	9
五 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第四十二号）	13
六 銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十一号）	15
七 信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第一百三十五条の五第二項、第一百零四条第二項及び第四項、第一百五十一条並びに第一百七十七条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁	

	告示第五十五号)	22
八	協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項、第五十二条第一項並びに第五十四条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件(平成二十六年金融庁告示第五十七号)	28
九	附則	34

一 銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁告示第三十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定（題名を含む。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>「<u>題名</u>」銀行法施行規則第十四条の二第三項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める告示</p> <p>（国際統一基準行）</p> <p>第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行の必要な調整を加えた自己資本の額は、普通株式等Tier1資本の額（自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。）及びその他Tier1資本の額（自己資本比率告示第十四条第二号の</p>	<p>「<u>題名を付する。</u>」</p> <p>（国際統一基準行）</p> <p>第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行の必要な調整を加えた自己資本の額は、普通株式等Tier1資本の額（自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。次項において同じ。）<u>、</u>その他Tier1資本の額（自己資本比率告示</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>算式におけるその他Tier1資本の額をいう。)の合計額とする。</p> <p>「項を削る。」</p> <p>2 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。)に基づき信託業務を営む銀行にあっては、前項の自己資本の額に特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。</p>
	<p>第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。次項において同じ。)及びTier2資本の額(自己資本比率告示第十四条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。次項において同じ。)の合計額とする。</p> <p>2 前項の普通株式等Tier1資本の額及びTier2資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。)第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。)の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益(同条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券(財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。)であるものに限る。)の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、Tier2資本の額は、普通株式等Tier1資本の額にその他Tier1資本の額を加えた額を超えない額とする。</p> <p>3 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。)に基づき信託業務を営む銀行にあっては、第一項の自己資本の額に特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。</p>

二 銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督省告示第三十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（国際統一基準行）</p> <p>第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「持株自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額（以下この条において「国際基準行調整自己資本額」という。）は、連結普通株式等Tier1資本の額（自己資本比率告示</p>	<p>（国際統一基準行）</p> <p>第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「持株自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額（以下この条において「国際基準行調整自己資本額」という。）は、連結普通株式等Tier1資本の額（自己資本比率告示</p>

第二条第一号又は持株自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本の額をいう。次項において同じ。）及び連結その他Tier 1資本の額（自己資本比率告示第二条第二号又は持株自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。次項において同じ。）の合計額とする。

2 前項に定める銀行又は銀行持株会社の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通株式等Tier 1資本の額及び連結その他Tier 1資本の額の合計額とする。

第二条第一号又は持株自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本の額をいう。以下この条において同じ。）
。連結その他Tier 1資本の額（自己資本比率告示第二条第二号又は持株自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。以下この条において同じ。）及び連結Tier 2資本の額（自己資本比率告示第二条第三号又は持株自己資本比率告示第二条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額とする。

2 前項に定める銀行又は銀行持株会社の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通株式等Tier 1資本の額、連結その他Tier 1資本の額及び連結Tier 2資本の額の合計額に当該銀行又は当該銀行持株会社の関連法人等（銀行法施行規則第十四条の四第二号に規定する関連法人等をいう。第四項において同じ。）の単体普通株式等Tier 1資本の額（自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額、単体その他Tier 1資本の額（自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額及び単体Tier 2資本の額（自己資本比率告示第十四条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。第四

「項を削る。」

「項を削る。」

3|| 第一項に定める銀行又は同項に定める銀行若しくは銀行持株会社の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。次条第三項において「兼営法」という。）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、第一項又は前項の国際基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

項において同じ。）に相当する額の合計額を加えたものとする。

3|| 前二項の連結普通株式等Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。）第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、連結Tier2資本の額は、連結普通株式等Tier1資本の額に連結その他Tier1資本の額を加えた額を超えない額とする。

4|| 前項の規定は、関連法人等の単体普通株式等Tier1資本の額に相当する額、単体その他Tier1資本の額に相当する額及び単体Tier2資本の額に相当する額の算定について準用する。

5|| 第一項に定める銀行又は同項に定める銀行若しくは銀行持株会社の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。次条第三項において「兼営法」という。）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、第一項又は第二項の国際基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

<p>(国内基準行) 第二条 「略」</p> <p>2 海外営業拠点を有しない銀行又は前項の銀行持株会社の子会社等に令第四条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式における自己資本の額とする。</p> <p>3 「略」</p>	<p>(国内基準行) 第二条 「同上」</p> <p>2 海外営業拠点を有しない銀行又は前項の銀行持株会社の子会社等に令第四条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式における自己資本の額に当該銀行又は当該銀行持株会社の銀行法施行規則第十四条の四第二号に規定する関連法人等の自己資本比率告示第三十七条の算式における自己資本の額に相当する額をそれぞれ加えたものとする。</p> <p>3 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

三 信用金庫法施行規則第一百五條第二項の規定に基づき信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四條の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定（題名を含む。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔題名〕信用金庫法施行規則第一百五條第三項の規定に基づき信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四條の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める告示</p> <p>（国際統一基準行）</p> <p>第二條 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、普通出資等Tier1資本の額（自己資本比率告示第三十一條第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。）及びその他Tier1資本の額（同條第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。）の合計額とする。</p> <p>〔項を削る。〕</p>	<p>〔題名を付する。〕</p> <p>（国際統一基準行）</p> <p>第二條 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、普通出資等Tier1資本の額（自己資本比率告示第三十一條第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。）次項において同じ。）及びその他Tier1資本の額（同條第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。同項において同じ。）及びTier2資本の額（同條第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。同項において同じ。）の合計額とする。</p> <p>2 前項の普通出資等Tier1資本の額及びTier2資本の額の</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、Tier 2 資本の額は、普通出資等 Tier 1 資本の額にその他 Tier 1 資本の額を加えた額を超えない額とする。

四 信用金庫法施行規則第一百八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年^{金融監督庁}大蔵省告示第三十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（国内基準行） 第一条 「略」</p> <p>2 金庫の子会社等（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四十二号）第十一条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額とする。</p> <p>3 金庫の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。次条第三項において「兼営法」とい</p>	<p>（国内基準行） 第一条 「同上」</p> <p>2 金庫の子会社等（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四十二号）第十一条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該金庫の関連法人等（信用金庫法施行規則第一百七十七条第二号に規定する関連法人等をいう。）の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。</p> <p>3 金庫の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。次条第五項において「兼営法」とい</p>

う。)に規定する信託業務を営む銀行がある場合には、前二項に規定する国内基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

(国際統一基準行)

第二条 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額(次項において「国際基準行調整自己資本額」という。)は、連結普通出資等Tier1資本の額(自己資本比率告示第十九条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。次項において同じ。)及び連結その他Tier1資本の額(自己資本比率告示第十九条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。次項において同じ。)の合計額とする。

2 前項の信用金庫連合会の子会社等に信用金庫法施行令第十一条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通出資等Tier1資本の額及び連結その他Tier1資本の額の合計額とする。

う。)に規定する信託業務を営む銀行がある場合には、前二項に規定する国内基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

(国際統一基準行)

第二条 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額(次項において「国際基準行調整自己資本額」という。)は、連結普通出資等Tier1資本の額(自己資本比率告示第十九条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。)、連結その他Tier1資本の額(自己資本比率告示第十九条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。)及び連結Tier2資本の額(自己資本比率告示第十九条第三号の算式における連結Tier2資本の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額とする。

2 前項の信用金庫連合会の子会社等に信用金庫法施行令第十一条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通出資等Tier1資本の額、連結その他Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の合計額に当該信用金庫連合会の関連法人等(信用金庫法施行規則第一百七条第二号に規定する関連法人等をいう。第四項において同じ。)の単体普通出資等Tier1資本の額(自己資本比率告示第三十一条第一号の算式にお

「項を削る。」

「項を削る。」

3|| 第一項に定める信用金庫連合会の子会社等のうち兼営法に基づき

る普通出資等Tier1資本の額をいう。第四項において同じ。)に相当する額、単体その他Tier1資本の額(同条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。第四項において同じ。)に相当する額及び単体Tier2資本の額(同条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。第四項において同じ。)に相当する額の合計額を加えたものとする。

3|| 前二項の連結普通出資等Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。)の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益(同条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券(連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。)であるものに限る。)の額の合計額が正の値である場合の当該合計額を考慮しない。ただし、この場合においても、連結Tier2資本の額は、連結普通出資等Tier1資本の額に連結その他Tier1資本の額を加えた額を超えない額とする。

4|| 前項の規定は、関連法人等の単体普通出資等Tier1資本の額に相当する額、及び単体その他Tier1資本の額に相当する額及び単体Tier2資本の額に相当する額の算定について準用する。

5|| 第一項に定める信用金庫連合会の子会社等のうち兼営法に基づき

信託業務を営む銀行がある場合には、同項又は前項の国際基準行調
整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却
準備金の額を加えるものとする。

附 則

この告示は、その他有価証券の時価評価を行う信用金庫連合会及び
その子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう
。）（以下「信用金庫連合会等」という。）について適用するものと
し、当該信用金庫連合会等以外の信用金庫連合会等については、その
他有価証券の時価評価を行うまでの間、この告示による改正前の信用
金庫法施行規則第十六条の五第四項の規定に基づく信用金庫法第二十
九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準
に従い算出される自己資本の額に必要な調整を適用する。

信託業務を営む銀行がある場合には、同項又は第二項の国際基準行
調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償
却準備金の額を加えるものとする。

附 則

この告示は、その他有価証券の時価評価を行う信用金庫連合会及び
その子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう
。）（以下信用金庫連合会等」という。）について適用するものとし、
当該信用金庫連合会以外の信用金庫連合会については、その他有価証
券の時価評価を行うまでの間、この告示による改正前の信用金庫法施
行規則第十六条の五第四項の規定に基づく信用金庫法第八十九条第一
項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算
出される自己資本の額に必要な調整を適用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

五 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁告示第四十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 [略]</p> <p>2 信用協同組合等の子会社等（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次項において同じ。）に協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>1 [同上]</p> <p>2 信用協同組合等の子会社等（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次項において同じ。）に協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該信用協同組合等の関連法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十四条第二号に規定する関連法人等をいう。）の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。</p> <p>3 [同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

[

六 銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定（題名を含む。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔<u>題名</u>〕銀行法施行令第四条第十三項第四号及び第十六条の二の三第三項第二号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで、第十四条の二第一項及び第二項並びに第十四条の四の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示</p> <p>（合算関連法人等から除かれる者）</p> <p>第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の十一第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。次項及び第七条第二項を除き、以下同じ。）を行う者が銀行である場合に限る。）は、次に掲げ</p>	<p>〔<u>題名</u>を付する。〕</p> <p>（合算関連法人等から除かれる者）</p> <p>第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の十一第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この項、第四条及び第七条第一項において同じ。）を行う者が銀行である場合に限る。）は</p>

る者とする。

「一〇五 略」

2
「略」

(債務の保証以外のオフ・バランス取引)

第三条 規則第十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 自己資本比率告示第七十八条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供

二 自己資本比率告示第七十九条第一項本文に規定する派生商品取引（第七条第一項第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十九条第四項に規定する長期決済期間取引

三 自己資本比率告示第二百四十八条の四第三項各号に掲げる取引

(資金清算機関等への預託金又は担保の差入れ)

第四条の二 規則第十四条第五項に規定する金融庁長官が定めるものは、自己資本比率告示第十条第三項第三号に掲げるものとする。

(ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法

、次に掲げる者とする。

「一〇五 同上」

2
「同上」

(債務の保証以外のオフ・バランス取引)

第三条 「同上」

一 自己資本比率告示第七十八条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するものを除く。）

二 自己資本比率告示第七十九条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第一項第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十九条第四項に規定する長期決済期間取引

三 自己資本比率告示第二百五十条第一項各号に掲げる取引

「条を加える。」

第四条の三 規則第十四条第六項に規定する金融庁長官が定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 受益証券等（規則第十三条の六に規定する受益証券等をいう。）に係る取引

二 証券化取引（自己資本比率告示第一条第二号に規定する証券化取引をいう。）に係る取引

2 規則第十四条第六項に規定する金融庁長官が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 裏付けとなる原資産（規則第十四条第六項に規定する原資産をいう。以下この項において同じ。）が同一である間接的信用供与等（同条第六項に規定する間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）のいずれもが他の間接的信用供与等に劣後するものでない場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等の総額に占める対象信用供与等（同条第六項の規定による計上又は算出の対象となる間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）の額の割合を個別資産等（同条第六項に規定する個別資産等をいう。以下この項において同じ。）の価額に乗じた額について、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額としてその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

二 裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれかが他の間接的信用供与等に劣後するものである場合 当該原資産

「条を加える。」

を裏付けとする間接的信用供与等のうち対象信用供与等と同一順位の階層にある間接的信用供与等の総額に占める当該対象信用供与等の額の割合を個別資産等の価額に乗じた額（当該額が当該対象信用供与等の額を超えるときは、当該対象信用供与等の額）について、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額としてその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

三 対象信用供与等に係る個別資産等又は当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者を特定することが著しく困難である場合 当該対象信用供与等について、一の法第十三条第一項本文に規定する同一人に擬した者（以下この号において「擬似同一人」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該対象信用供与等の額を擬似同一人に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

3 規則第十四条第六項ただし書に規定する金融庁長官が定める場合は、前項各号に定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出することが不相当であると金融庁長官が認める場合とする。

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 規則第十四条の二第一項第六号に規定する金融庁長官が定める額は、法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

「一〇五 略」

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 「同上」

「一〇五 同上」

六 規則第十四条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

〔七・八 略〕

2 規則第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する規則第十四条の二第一項第六号に規定する金融庁長官が定める額は、法第五十二条の二十二第一項本文に規定する銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

〔一・二 略〕

三 前項第八号に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自行預金（当該銀行持株会社の子法人等（規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四に規定する子法人等をいう。次条第二項第四号において同じ。）である銀行に対する預金をいう。）の額

（信用リスク削減手法等）

第八条 規則第十四条の二第二項に規定する金融庁長官が定める手段は、自己資本比率告示第八十条第一項に規定する信用リスク削減手

六 規則第十四条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示第七十八条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

〔七・八 同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 前項第八号に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自行預金（当該銀行持株会社の子法人等（規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四第一号に掲げる子法人等をいう。）又は関連法人等（規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四第二号に掲げる関連法人等をいう。）である銀行に対する預金をいう。）の額

〔条を加える。〕

法（次項において「信用リスク削減手法」という。）とする。

2 規則第十四条の二第二項ただし書に規定する金融庁長官が定めるものは、信用リスク削減手法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 担保として提供される現金及び自行預金
- 二 地方公共団体が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証
- 三 当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子法人等が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証

（特殊の関係のある者から除かれる者）

第九條 規則第十四条の四に規定する金融庁長官が定める者は、法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社及びこれらの子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等という。次項において同じ。）とする。

2 規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四に規定する金融庁長官が定める者は、法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社及びこれらの子法人等とする。

（銀行持株会社等）

第十條 令第十六条の二の三第三項第二号に規定する金融庁長官が指定する銀行持株会社は、次に掲げる銀行持株会社とする。

- 一 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

（特殊の関係のある者から除かれる者）

第八條 規則第十四条の四第一号及び第二号に規定する金融庁長官が定める者は、法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社とする。

2 規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四第一号及び第二号に規定する金融庁長官が定める者は、法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社とする。

「条を加える。」

<p>二 株式会社みずほフィナンシャルグループ</p> <p>三 株式会社三井住友フィナンシャルグループ</p> <p>2 令第十六条の二の三第三項第二号に規定する金融庁長官が指定する者は、金融安定理事会の名において公表が行われたグローバルなシステム上重要な銀行のリストに記載されている者並びにその合算子法人等（令第四条第二項に規定する合算子法人等をいう。）及び合算関連法人等（同条第三項に規定する合算関連法人等をいう。）とする。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
---	---------------------------

七 信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第一百三十五条の五第二項、第一百零四条第二項及び第四項、第一百五十五条第一項並びに第一百七十七条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定（題名を含む。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔<u>題名</u>〕信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第一百三十五条の五第二項、第一百零四条第二項及び第四項から第六項まで、第一百五十五条第一項及び第二項並びに第一百零七条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示</p> <p>（合算関連法人等から除かれる者）</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第一百三十五条の五第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等という。以下同じ。）を行う者が金庫である場合に限る。）は、次に掲げる者とする</p>	<p>〔<u>題名を付する。</u>〕</p> <p>（合算関連法人等から除かれる者）</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第一百三十五条の五第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等という。以下この条、第四条及び第七条において同じ。）を行う者が金庫である場</p>

る。

「一〇五 略」

(債務の保証以外のオフ・バランス取引)

第三条 規則第百十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 自己資本比率告示第七十二条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供

二 自己資本比率告示第七十三条第一項本文に規定する派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十三条第四項に規定する長期決済期間取引

三 自己資本比率告示第二百四十八条の四第三項各号に掲げる取引

(資金清算機関等への預託金又は担保の差入れ)

第四条の二 規則第百十四条第五項に規定する金融庁長官が定めるものは、自己資本比率告示第十六条第三項第三号に掲げるものとする。

(ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法

合に限る。)は、次に掲げる者とする。

「一〇五 同上」

(債務の保証以外のオフ・バランス取引)

第三条 「同上」

一 自己資本比率告示第七十二条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するものを除く。）

二 自己資本比率告示第七十三条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十三条第四項に規定する長期決済期間取引

三 自己資本比率告示第二百五十条第一項各号に掲げる取引

「条を加える。」

第四条の三 規則第百十四条第六項に規定する金融庁長官が定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 受益証券等（規則第百五条に規定する受益証券等をいう。）に係る取引

二 証券化取引（自己資本比率告示第一条第一号に規定する証券化取引をいう。）に係る取引

2 規則第百十四条第六項に規定する金融庁長官が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 裏付けとなる原資産（規則第百十四条第六項に規定する原資産をいう。以下この項において同じ。）が同一である間接的信用供与等（同条第六項に規定する間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）のいずれもが他の間接的信用供与等に劣後するものでない場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等の総額に占める対象信用供与等（同条第六項の規定による計上又は算出の対象となる間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）の額の割合を個別資産等（同条第六項に規定する個別資産等をいう。以下この項において同じ。）の価額に乗じた額について、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額としてその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

二 裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれかが他の間接的信用供与等に劣後するものである場合 当該原資産

「条を加える。」

を裏付けとする間接的信用供与等のうち対象信用供与等と同一順位の階層にある間接的信用供与等の総額に占める当該対象信用供与等の額の割合を個別資産等の価額に乗じた額（当該額が当該対象信用供与等の額を超えるときは、当該対象信用供与等の額）について、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額としてその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

三 対象信用供与等に係る個別資産等又は当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者を特定することが著しく困難である場合 当該対象信用供与等について、一の法第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人に擬した者（以下この号において「擬似同一人」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該対象信用供与等の額を擬似同一人に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

3 規則第一百四十六条ただし書に規定する金融庁長官が定める場合は、前項各号に定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出することが不相当であると金融庁長官が認める場合とする。

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 規則第一百五十一条第八号に規定する金融庁長官が定める額は、法第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 「同上」

掲げる額の合計額とする。

〔一〇五 略〕

六 規則第十四条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

〔七・八 略〕

（信用リスク削減手法等）

第八条 規則百十五条第二項に規定する金融庁長官が定める手段は、自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法（次項において「信用リスク削減手法」という。）とする。

2 規則百十五条第二項ただし書に規定する金融庁長官が定めるものは、信用リスク削減手法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 担保として提供される現金及び自金庫預金
- 二 地方公共団体が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証
- 三 一般社団法人しんきん保証基金が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証

（特殊の関係のある者から除かれる者）

〔一〇五 同上〕

六 規則第十四条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示第七十二条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

〔七・八 同上〕

〔条を加える。〕

（特殊の関係のある者から除かれる者）

第九條 規則第百十七條に規定する金融庁長官が定める者は、法第五十四條の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社及びこれらの子法人等（令第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。）とする。

第八條 規則第百十七條第一号及び第二号に規定する金融庁長官が定める者は、法第五十四條の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

八 協同組合による金融事業に関する法律施行令第三十二条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項、第五十二条第一項並びに第五十四条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定（題名を含む。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>「<u>題名</u>」協同組合による金融事業に関する法律施行令第三十二条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項から第六項まで、第五十二条第一項及び第二項並びに第五十四条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示</p> <p>（合算関連法人等から除かれる者）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第五十条の四第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号。以下「法」という。）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項</p>	<p>「<u>題名を付する。</u>」</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第五十条の四第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号。以下「法」という。）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項</p>

本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。)を行う者が信用協同組合等である場合に限る。)は、次に掲げる者とする。

「一〇五 略」

(債務の保証以外のオフ・バランス取引)

第三条 規則第五十一条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで

及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引(前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。)並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供

二 自己資本比率告示第五十条第一項本文に規定する派生商品取引

(第七条第六号において「派生商品取引」という。)及び自己資本

本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引

三 自己資本比率告示第二百二十四条の四第三項各号に掲げる取引

(資金清算機関等への預託金又は担保の差入れ)

第四条の二 規則第五十一条第五項に規定する金融庁長官が定めるものは、自己資本比率告示第十六条第三項第三号に掲げるものとする。

本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条、第四条及び第七条において同じ。)を行う者が信用協同組合等である場合に限る。

は、次に掲げる者とする。

「一〇五 同上」

(債務の保証以外のオフ・バランス取引)

第三条 「同上」

一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで

及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引(前条に該当するものを除く。)

二 自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引(第七条第六号において「派生商品

取引」という。)及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引

三 自己資本比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げる取引

「条を加える。」

（ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法）
）
第四条の三 規則第五十一条第六項に規定する金融庁長官が定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 受益証券等（規則第四十三条に規定する受益証券等をいう。）に係る取引

二 証券化取引（自己資本比率告示第一条第一号に規定する証券化取引をいう。）に係る取引

2 規則第五十一条第六項に規定する金融庁長官が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 裏付けとなる原資産（規則第五十一条第六項に規定する原資産をいう。以下この項において同じ。）が同一である間接的信用供与等（同条第六項に規定する間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）のいずれもが他の間接的信用供与等に劣後するものでない場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等の総額に占める対象信用供与等（同条第六項の規定による計上又は算出の対象となる間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）の額の割合を個別資産等（同条第六項に規定する個別資産等をいう。以下この項において同じ。）の価額に乗じた額について、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額としてその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

「条を加える。」

二 裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれかが他の間接的信用供与等に劣後するものである場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等のうち対象信用供与等と同一順位の階層にある間接的信用供与等の総額に占める当該対象信用供与等の額の割合を個別資産等の価額に乗じた額（当該額が当該対象信用供与等の額を超えるときは、当該対象信用供与等の額）について、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額としてその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

三 対象信用供与等に係る個別資産等又は当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者を特定することが著しく困難である場合 当該対象信用供与等について、一の法第六条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人に擬した者（以下この号において「擬似同一人」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該対象信用供与等の額を擬似同一人に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

3 規則第五十一条第六項ただし書に規定する金融庁長官が定める場合は、前項各号に定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出することが不相当であると金融庁長官が認める場合とする。

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 規則第五十二条第一項第八号に規定する金融庁長官が定める

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 「同上」

額は、法第六条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

〔一〇五 略〕

六 規則第九十六条第四項第九号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

〔七・八 略〕

（信用リスク削減手法等）

第八条 規則第五十二条第二項に規定する金融庁長官が定める手段は、自己資本比率告示第五十五条第一項に規定する信用リスク削減手法（次項において「信用リスク削減手法」という。）とする。

2 規則第五十二条第二項ただし書に規定する金融庁長官が定めるものは、信用リスク削減手法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 担保として提供される現金及び自組合預金
- 二 地方公共団体が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証
- 三 全国しんくみ保証株式会社が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証

〔一〇五 同上〕

六 規則第九十六条第四項第九号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

〔七・八 同上〕

〔条を加える。〕

<p>(特殊の関係のある者から除かれる者)</p> <p>第九條 規則第五十四條に規定する金融庁長官が定める者は、法第四條の四第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社及びこれらの子法人等(令第三條の二第二項に規定する子法人等をいう。)とする。</p>	<p>(特殊の関係のある者から除かれる者)</p> <p>第八條 規則第五十四條第一号及び第二号に規定する金融庁長官が定める者は、法第四條の四第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から適用する。

（信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第一百三十五条の五第二項、第一百零四条第二項及び第四項、第一百五十五条第一項並びに第一百七十七条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第七条の規定による改正後の信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第一百三十五条の五第二項、第一百零四条第二項及び第四項から第六項まで、第一百五十五条第一項及び第二項並びに第一百七十七条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示第四条の三の規定は、信用金庫については、当分の間、適用しない。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項、第五十二条第一項並びに第五十四条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第八条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項から第六項まで、第五十二条第一項及び第二項並びに第五十四条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示第四条の三の規定は、信用協同組合については、当分の間、適用しない。